

令和3年度 新型コロナウイルス感染症 PCR 検査強化事業実施要領
(介護、障害、保育施設職員対象)

令和3年3月 25 日

1 事業概要

市中における感染が持続している状況においても、社会活動を継続していくため、エッセンシャルワーカーのうち、介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス施設・事業所、保育施設(以下「事業所等」という。)や、感染リスクを負って患者等に対応している医療機関において、施設内感染やクラスター発生を未然に防止する必要がある。

そのため、事業所等及び医療機関の職員を対象として、定期的な PCR 検査(無症状者に対する検査として、厚生労働省が保険診療の適用を認めた検査法を含む。)を実施する。

※本実施要領は、介護事業所等職員向けについて定め、医療機関職員向けについては、別途新型コロナウイルス感染症 PCR 検査強化事業補助金交付要綱にて定める。

2 事業主体

県が事業主体となり、市町村へ事務の協力を依頼する。ただし、保育施設の検査費用は県・市町村で折半して負担する。主な役割分担は次のとおり。

(1) 県

ア 検査機関との調整、単価契約締結

公募提案(単価及び検査可能数)を踏まえ、検査機関と単価契約を締結する。なお、単価契約には検体採取容器及び包材の購入・手配を含めるものとする。

イ 検査を希望する事業所等のとりまとめ

県内の事業所等に対し、検査実施の意向を確認するとともに、基本情報(施設名称、対象職員数、連絡先、検査不可日等)をとりまとめる。

ウ 検査配分計画作成

検査機関毎の検査可能件数や立地等を踏まえ、市町村毎(又は地域毎)に検体の搬入先となる検査機関と検体数、検体回収方法を定める。

※行政検査を実施する検査機関においては、行政検査実施分を勘案して配分を定める。

エ 個別スケジュール作成

個別の介護事業所等毎に、検体を採取・搬入する日程を定める。

※検査能力には限りがあり、検体搬入量を平準化するため、施設毎に

搬入のタイミングをずらして設定する必要がある。(全体的に計画するため、基本的に個別事業所の希望を考慮することは不可)

オ 事業所等へ検体採取時期の通知

個別施設スケジュールに基づき、事業所等へ検体採取時期を通知する。

※臨時に時期を変更することについては、県と調整を行う。

(2) 市町村

ア 検体採取容器等の配布

検査機関から市町村毎の指定する場所へ容器及び包材等を手配し、市町村経由で必要な容器等を、事業所等に配布する。

※配布方法は、事業所等職員が市町村毎に指定する場所にて直接受け取る。(市町村にて払出簿等で管理する。)

イ 検体回収の補助

検体回収を集約するための場所の提供と回収補助、及び検査機関又は検体搬送業者への検体引き渡しを行う。(7-(6)参照)

ウ 保育施設の検査費用の負担

保育施設の検査費用については、県と市町村にて折半して負担する。

3 対象者

下記事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員を対象とする。(対象者の考え方については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金(介護分)新型コロナ介護慰労金の対象者を参照)

(1) 介護サービス事業所・施設職員 (約2.5万人)

(2) 障害福祉サービス施設・事業所職員 (約1.9万人)

(3) 保育施設職員 (約2.4万人)

4 検査実施期間・回数

令和3年4月から6月を実施期間の目安とし、職員一人当たり計3回を目安とする。

ただし、流行状況や検査実施施設数に応じて、実施期間や回数を変更して実施する場合がある。

5 検査方法

(1) 検体は唾液(自己採取)とする。

(2) 検査法は、無症状者に対する検査として、厚生労働省が保険診療の適用を認めた検査とする。

- (3) プール方式により、効率的に検査を実施する。
※検査方法の効率化により個別検査での実施も可
- (4) プール検体数は原則5検体までとする。ただし、厚生労働省が示した方法により精度管理を行うこと。
※厚労省及び専門家意見を参考に決定する。

6 検査費用

- (1) 県、市町村(※)及び検査機関において単価契約(三者契約)を締結する。
※保育施設分の費用負担のため
- (2) 単価契約には、検体採取容器及び包材等の購入・手配を含めた単価とする。
※ただし、離島遠隔地分については、検体回収(送料)の費用を含めた単価とする。

7 検査スキーム

- (1) 検査を希望する事業所等とりまとめ
 - ア 県は、検査実施を希望する事業所等の基本情報(施設名称、対象職員数、連絡先、検査不可日等)をとりまとめる。
 - イ 事業所等は事前に職員リストを作成する。
- (2) 全体検査計画作成
 - 県は、市町村毎(又は地域毎)に、検体を搬入する検査機関と検体数の配分、検体回収の方法を定める。
※行政検査を実施する検査機関においては、行政検査実施分を勘案して配分を定める。
- (3) 個別スケジュール作成
 - 県は、検査機関の検査可能数を勘案し、事業所等毎に、検体を採取・搬入する日程を定める。
※回収の効率性を勘案し決定する。
- (4) 検体採取容器配布
 - ア 検体採取容器及び包材等は検査機関にて購入し、各市町村又は県が指定する場所(役所等)へ送付する。
※通し番号(6桁)が入った一対のラベルを準備し、一方は容器に、もう一方はラベルシール台帳(個人情報入り、事業所等にて保管)に添付する。
 - イ 事業所等は、各市町村又は県が指定する場所(役所等)において、直接、容器等を受け取る。
- (5) 検体採取
 - 事業所等は、個別スケジュールに基づき、定められた時期に、事業所等内

において、各自検体を採取する。

※検体採取や検査依頼の方法、検体回収(送付)における注意事項は別途整理して配布する。

(6) 検体回収

下記のいずれかの方法により検体を回収する。回収方法については、検査機関の配分に基づき、県が個別に指定する。事業所等は、検体を提出すると同時に、ラベルシールに記載された通し番号をシステムに入力して検査機関及び県へ報告する。※報告システムは調整中

ア 検査機関(代行含む)による回収

(ア) 検査機関が事業所等から直接回収する。

(イ) 事業所等が市町村(役所等)へ持ち込み、集約された検体を検査機関が回収する。

イ 配送業者による回収

(ア) 配送業者が事業所等から直接回収する。

(イ) 事業所等が市町村(役所等)へ持ち込み、集約された検体を配送業者が回収する。

ウ 検査機関へ直接持込

(ア) 事業所等が直接検査機関へ直接持ち込む。

(イ) 事業所等が市町村(役所等)へ持ち込み、集約された検体を市町村職員等が検査機関へ持ち込む。

エ 検査機関へ郵送

(ア) 事業所等が検査機関へ郵送する。(費用は各施設負担。ただし、検査単価に送料が含まれる場合は除く。)

(イ) 事業所等が市町村(役所等)へ持ち込み、集約された検体を市町村が検査機関へ郵送する。(費用は市町村負担。ただし、検査単価に送料が含まれる場合は除く。)

(7) 検査実施

ア 検査機関において検査を実施する。

イ 検査機関は、原則、検体搬入の翌日までに結果を報告することとする。(ただし、状況に応じて県と調整を行う。)

(8) 結果報告

ア 県への報告

検査機関は、全結果(陽性、陰性)を、システムにて報告し、県はシステムにて結果を参照する。報告形式は、通し番号、日付、結果のみとする。なお、独自システムが構築されている場合は、別途県と調整を行う。

イ 市町村への報告

陽性者の届出があった場合に、県から市町村へ情報提供を行う。

ウ 施設への報告

(ア) 検査機関は、全結果(陽性、陰性)を、システムにて報告し、事業所等はシステムにて結果を参照する。システムログイン ID は事業所等責任者に対して配布し、責任者が管理する。

なお、本来、検査結果は個人に対して報告するものであるが、本事業は施設での感染拡大を防ぐ観点で実施するものであり、介護事業所等責任者に対して報告することにより迅速に対処することが可能となるため、施設に対して結果報告を行うこととする。

ただし、検査を受検する職員個人に対して、予め、結果を県、市町村担当者、事業所等責任者に対して報告することの同意を取っておくこととする。

(イ) 検査機関は、自ら提携した医療機関へ上記結果情報を提供し、電話問診を依頼する。ただし、事業所等又は市町村が提携する医療機関がある場合は、その限りではない。医療機関へ提供する個人情報については、県が事業所等に照会し、県から医療機関へ提供する。

(ウ) 県は、陽性者に対し、検査結果を通知するとともに、医療機関の受診、保健所への届出、療養調整などの流れを説明する。

(9) 陽性者への対応

ア 陽性の結果報告を受けた職員個人は、次の医療機関を受診(電話診療)する。

- ①事業所等と提携する医療機関
- ②市町村が提携する医療機関
- ③検査機関が提携する医療機関

イ 医療機関の医師は診察の上、発生届を提出する。届出には、PCR 検査強化事業による検査である旨を記載する。

ウ 入院・療養等の判断は、県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部医療コーディネートチームにて行う。(陽性者の状態を確認の上、必要に応じて、指定する医療機関を再受診させる場合がある。)

(10) 陽性者発生時の事業所等における対応

陽性者の勤務状況によって、保健所から疫学調査への協力依頼があるため、事業所等は協力を行う必要がある。

陽性者が発生した場合、職員の休業等に伴う施設の運営については、予め整理しておく必要がある。※必要に応じて、県新型コロナウイルス感染症対策本部等が支援を行う。

8 一定の高齢者等への検査助成事業との関係

- (1) 市町村が実施する「一定の高齢者等への検査助成事業」について、本事業と同様の検査スキームにて行う場合は、市町村・検査機関間で同様の契約を締結することが考えられる。(ただし、一定の高齢者等への検査事業においてはプール方式での検査は認められていない。)

9 その他

- (1) 事業所等における感染について、本事業による検査のみで防げるものではなく、基本的な感染防止対策、日常的な健康管理等が重要であることから、検査を実施する事業所等においては、前述の基本的な感染対策を徹底することを前提とする。
- (2) 事業所等において感染者が発生した場合には、本事業による定期検査とは別に、保健所又は医師の判断により、行政検査又は保険診療による検査にて職員及び利用者等の検査を実施する。
- (3) 本事業の実施については、地域の流行状況や検査資源の逼迫度により、適宜、実施内容を変更する場合がある。